

	御意見の概要	考え方
1	<p>傘は手で持つため、その開閉時等に身体から離して使用することは不可能である。また、傘の開閉時等には、傘の使用者のみならず周囲の人にも事故が起こり得る。</p> <p>したがって、「ハ」として新設する取扱い上の注意は、「傘やシャフトが使用者や周囲の人の顔や身体に当たらないよう注意して使用する旨」とすべきである。</p>	<p>御指摘の点については、同規程の「二」として洋傘全般に対して使用方法に関する注意事項の表示を定めることとしております。</p>
2	<p><洋傘について></p> <p>製品に対する使用者の認識不足がある。また、取扱説明書で取扱い上の注意を表記しても、事故の防止にはつながらないと考える。事故を防ぐためには、例えば傘の構造をジャンプ式（ワンタッチ）ではないようにするなど、製品そのものに対して対策を行うべきである。</p> <p><いすについて></p> <p>取扱説明書で取扱い上の注意を表記しても、事故の防止にはつながらないと考える。事故を防ぐためには、大人が乳幼児から目を離さないようにすることが大事である。</p>	<p>近年の事故状況を踏まえて、取扱い上の注意について規程を見直すことは、使用者に適切な取扱いを促すことにつながるものと考えます。</p> <p>また、消費者庁としましては、事故が起こらないように注意喚起その他必要な取組を積極的に行うこととしております。</p> <p>これらの取組を通じて、事故の防止を図ってまいりたいと考えています。</p>